

委託契約書（案）

委託業務の名称 市町村等防災イベント出展運営業務
委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
契約の履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

上記の委託業務について、発注者を 福島県 とし、受注者 _____ は、
次の各条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

- 第1条 受注者は、別紙「仕様書」に基づき、頭書の契約金額（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、当該仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を発注者に提出しなければならない。
- 2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(契約保証金の免除)

- 第2条 受注者が、この契約の締結と同時に納めなければならない契約保証金については、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項第4号の規定により納付を免除する。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第3条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務の調査等)

- 第5条 受注者は、委託業務の期間着手日から7日以内に着手届（様式第1号）を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況の調査、又は報告

を求めることができる。

(契約の変更)

第6条 発注者は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、若しくは一時中止させ、又は履行期限の延長若しくは縮小等を求めることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議のうえ、書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第7条 受注者は、天災地変その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し速やかにその事由を記した書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(損害の負担)

第8条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要が生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(有償延期及び遅延利息)

第9条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、受注者は発注者に対して、速やかにその事由を記した書類を提出し、履行期限の延長の申し出をすることができる。

2 前項の場合において、発注者は受注者から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

3 発注者は、前項の規定により履行期間を延長することを認めるときは、その旨を受注者に通知するものとする。

(業務の完了及び検査)

第10条 受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに完了届（様式第2号）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完了届を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

(委託料の請求)

第11条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による支払の請求があったときは、当該請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合は、受注者に対し、前項の期間満了の翌日から支払いの日まで、年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数は切り捨てる。)を遅延利息として支払うものとする。

(事故発生時における報告)

第12条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第13条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が、履行期限内に業務を完了しないとき、又は履行期限内に完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 契約で定める着手期日を過ぎても着手しないとき。

(3) 受注者が契約の解除を申し出たとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認めるとき。

(5) 業務に関する個人情報の取扱いについて、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたとき。

(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の場合において、受注者に損害を生ずることがあっても、発注者は、その損害を賠償しないものとする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を発注者に納付しなければならない。又、契約解除により発注者に損害を及ぼしたときは、発注者が算定する損害額を受注者は発注者に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により第9条第1項の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、受注者が前条の規定により契約を解除したときは、受注者は、第1項の違約金に当初の履行期限の翌日から発注者が契約解除の

通知を発した日（受注者から解除の申出があったときは、発注者がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合はこの限りでない。

- （1）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- （2）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- （3）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、発注者が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、発注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第16条 受注者は、委託業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の終了又は解除後においても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の保護）

第17条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（代表者変更の届出）

第18条 受注者は、代表者の名義を変更したときは遅滞なく名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書面を発注者に提出しなければならない。

（契約外事項）

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定める。

(紛争の解決方法)

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として、本契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 福島市杉妻町2番16号

福島県

福島県知事 内堀 雅雄

受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の

消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

(第1号様式)

着 手 届

令和 年 月 日

福島県知事

住 所
商号又は名称
代表者

市町村等防災イベント運営業務に着手したので届け出ます。

- 1 委託業務名 市町村等防災イベント運営業務
- 2 着 手 日 令和 年 月 日

(第2号様式)

完 了 届

令和 年 月 日

福島県知事

住 所
商号又は名称
代表者

市町村等防災イベント運営業務を完了したので、届け出ます。

- 1 委託業務名 市町村等防災イベント運営業務
- 2 完了日 令和 年 月 日
- 3 成果品
・事業報告書

1部